

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)……………
- 建築基準法による道路の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 森林病虫害等防除法による薬剤防除(地上散布)を行う区域及び期間……………(環境局自然環境部緑環境課)……………
- 貸金業法による行政処分(三件)……………(産業労働局金融部貸金業対策課)……………
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………(港湾局離島港湾部管理課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 登録販売者試験の実施……………(福祉保健局健康安全全部業務課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

### 告示

●東京都告示第六百九十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二八九	雑誌	ウォー・コミックス8	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
7		ピアスシリーズ549	
		性の劇薬	
		五一三〇〇一〇六	
		株式会社コンボジラ	

#### ●東京都告示第六百九十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

東京都多摩建築指導事務局長 金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第四号	平成三十一年三月二十日	国立市東一丁目四番三十二	延長 一五一・三三

の規定による 日 幅員

三十三、同番 一六・〇〇

四十、同番四

十地先、同番

四十二、同番

四十四、同番

四十五、七番

二十三、同番

三十六、同番

三十六地先、

同番四十三か

ら同番四十五

まで、同番四

十七から同番

五十二まで、

十四番三十五

及び同番三十

六

#### ●東京都告示第六百九十二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号。以下「法」という。)第五条第一項の命令をするに当たり、同条第四項において準用する法第三条第五項の規定により、次の事項を公表する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 区域及び期間

- (一) 区域 大島町、新島村及び神津島村の地域のうち、別図一から別図三までに示す部分(各図面を、東京都環境局自然環境部、東京都大島支庁、大島町役場、新島村役場及び神津島村役場に備え置いて縦覧にも供する。)
- (二) 期間 平成三十一年五月十日から同年七月三十一日まで

#### 二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に対し、薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

防風林、防潮林、風致林等として生活環境の保全上重要な機能を有する松林を松くい虫から守るため

五 その必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、法第十一条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置を指定された期間内に行った者又はその代理人は、速やかにその旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、(三)による申請書を提出する場合は、この限りではない。

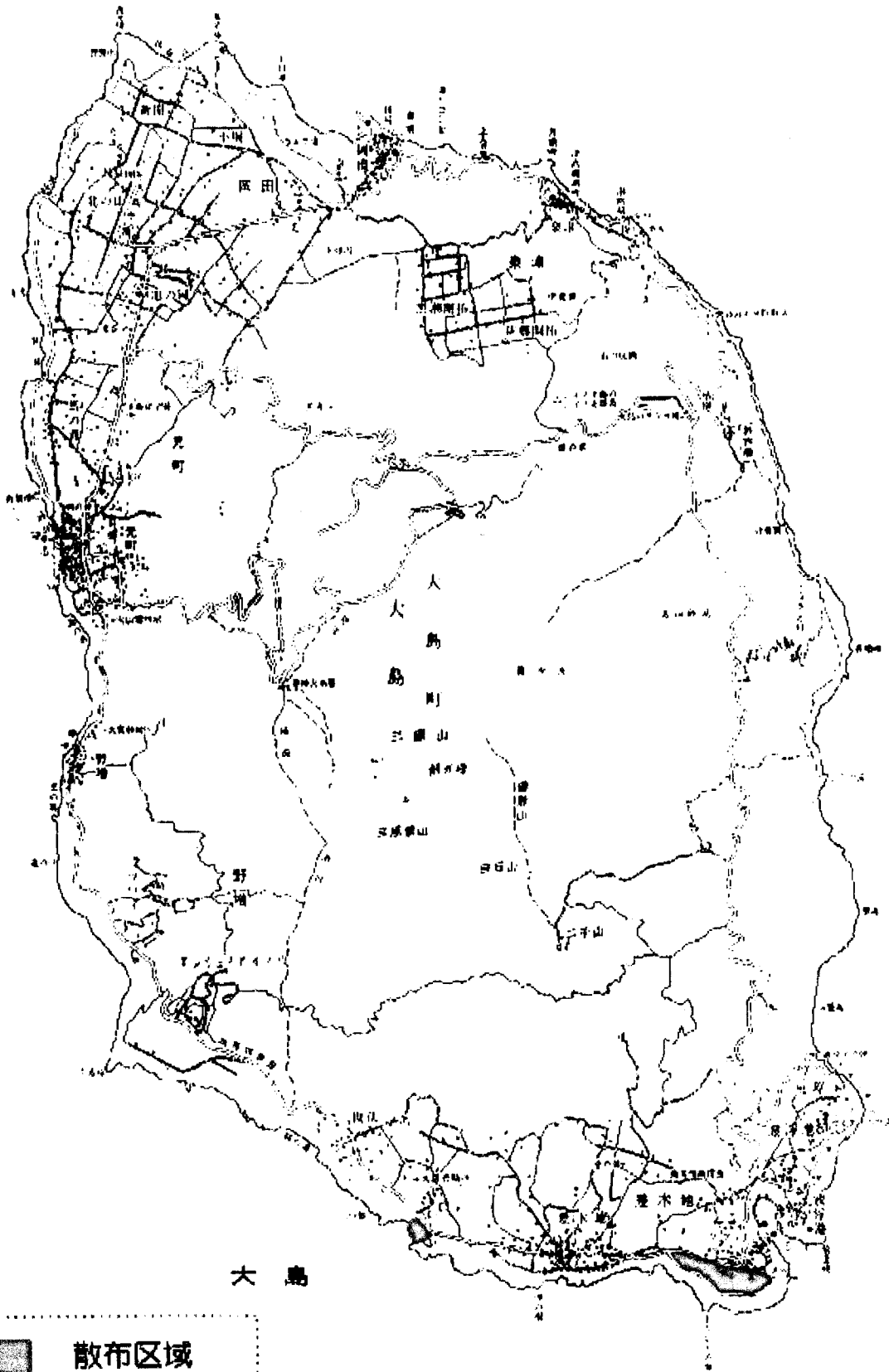
(三) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(四) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が一の(二)に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

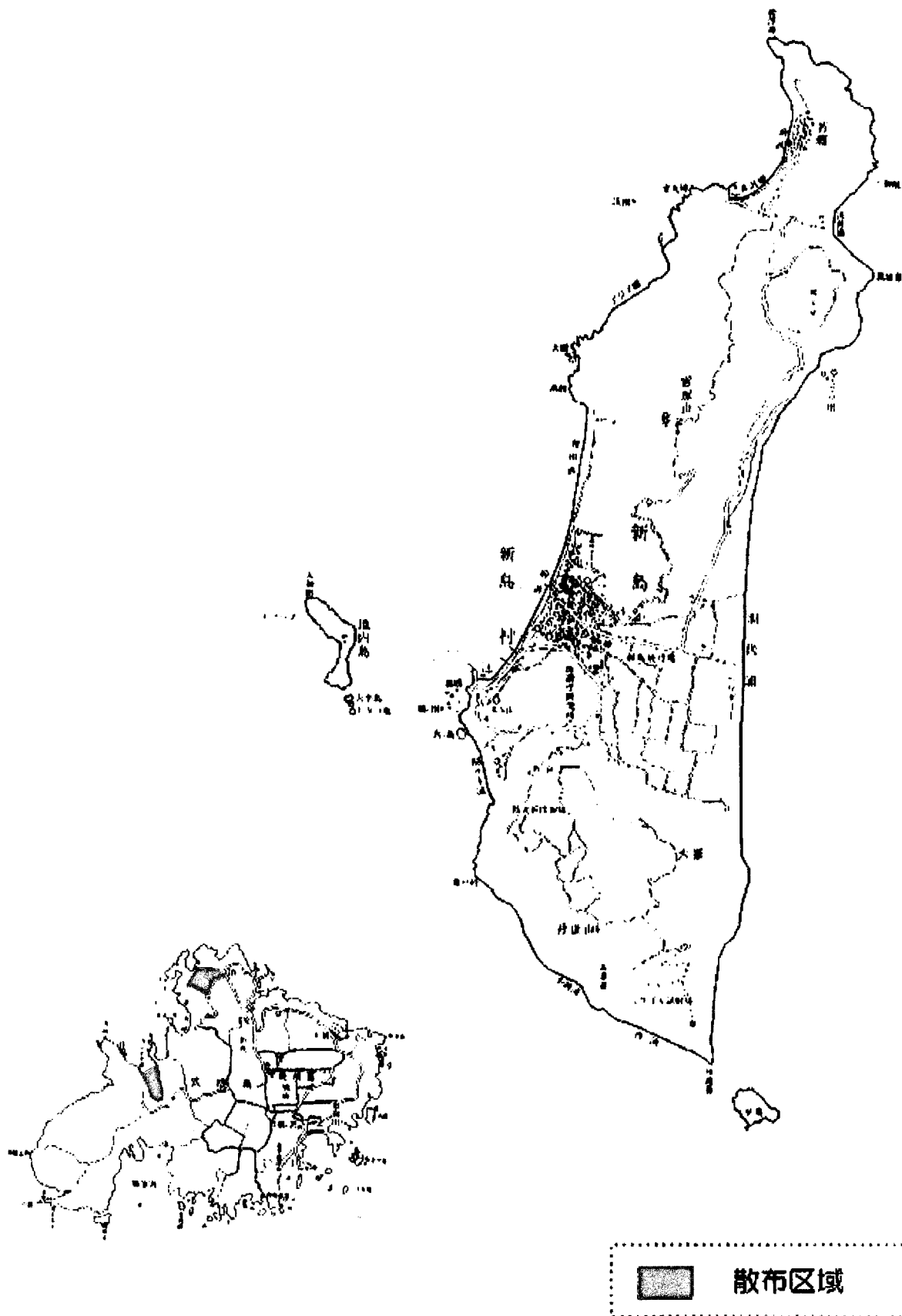
(五) 知事は、(四)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受け

ることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

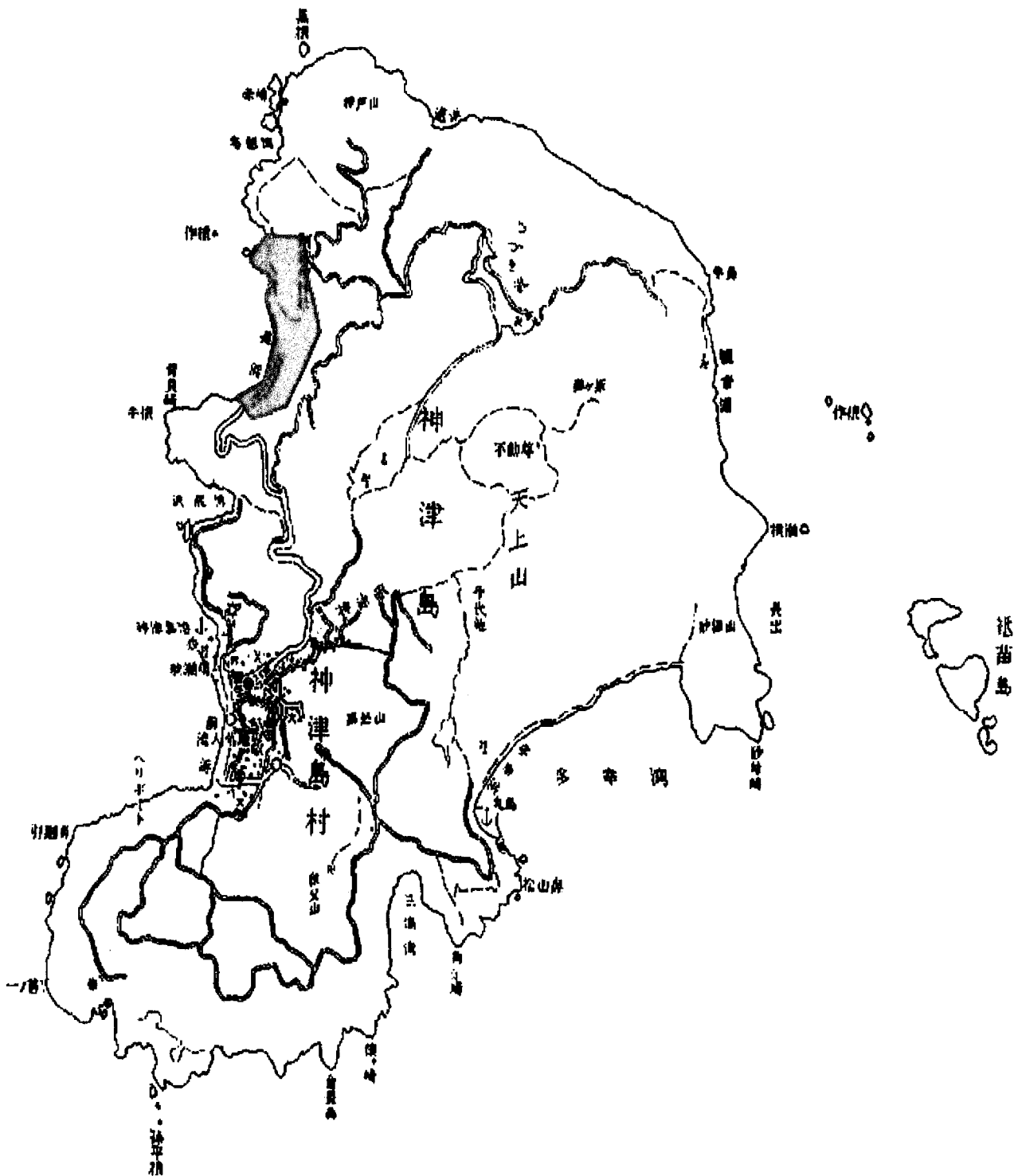
別図1【大島町】



別図2【新島村】



別図3【神津島村】



散布区域

●東京都告示第六百九十三号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 株式会社エヌ・ワイ・インターナショナル

(二) 氏名(法人の場合) 中野 幸雄

(三) 主たる営業所の所在地 港区赤坂六丁目十番四十五号一七〇三 ヴィラ赤坂

(四) 登録番号 東京都知事(1)第三一六〇一号

(五) 登録年月日 平成二十八年五月三十日

二 処分年月日 平成三十一年三月二十五日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十一年四月二日から同年七月十五日まで(百五日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第六百九十四号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

告示する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 ミリオンインベストメント株式会社

(二) 氏名(法人の場合) 黒澤 三千夫

(三) 主たる営業所の所在地 千代田区麹町四丁目四番地 麹町シャインビル四階一四〇二

(四) 登録番号 東京都知事(6)第二六八五〇号

(五) 登録年月日 平成三十年二月二十六日

二 処分年月日 平成三十一年三月二十五日

三 処分の内容 業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十一年四月二日から同年五月一日まで(三十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第六百九十五号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第二十四条の六の四第一項の規定による行政処分について、法第二十四条の六の八の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号又は名 佐倉商事

称

(二) 氏名(法人の場合) 清水 久実

(三) 主たる営業所の所在地 中野区南台四丁目二十四番二号

(四) 登録番号 東京都知事(4)第三二二九八号

(五) 登録年月日 平成三十一年二月十六日

二 処分年月日 平成三十一年三月二十九日

三 処分の内容

業務の全部(弁済の受領に関する業務及び訴訟又は調停に応ずる業務を除く。)を停止する。

四 業務停止期間 平成三十一年四月八日から同年六月六日まで(六十日間)

五 適用条文 法第二十四条の六の四第一項第二号

●東京都告示第六百九十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、阿古漁港漁港区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年四月十九日

阿古漁港漁港管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 しゅん功認可年月日

平成三十一年四月十九日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置 三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と①の地点とを結ぶ平成二十六年の春分の満潮位(D. L. + 一・四八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三四度〇三分五八秒、東経一三九度二八分四六秒)から八五度一七分二秒二三・五七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一九度二五分五一秒二三・五五メートルの地点

③の地点 ②の地点から一五二度〇三分一一秒一・六四メートルの地点

④の地点 ③の地点から一八一度四五分四八秒四・二七メートルの地点

(三) 面積

一 二八・四三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十七年八月二十日 二十七港島管第四百六十六号

六 法第二十二條第三項の市町村

三宅村

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年四月十九日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小平市鈴木町一丁目百十三番一 小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十 誠賀建設株式会社 代表取締役 加賀美 誠

調布市調布ヶ丘二丁目十九番十六の一部及び二十番十六 調布市西つじヶ丘三丁目三十三番地六 株式会社武蔵野不動産 代表取締役 石井 洋子

東村山市秋津町四丁目三十三番六及び同番七 西東京市芝久保町四丁目二十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘

東村山市秋津町三丁目二番十一、同番二十四から同番三十三まで、三番八、同番十二、同番五十四及び同番五十六 三鷹市大沢二丁目四百五十五番四 杉並区宮前一丁目十五番十三号 株式会社ホーク・ワン 代表取締役 平塚 寛之

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六

条の八第一項の規定により登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 試験日

平成三十一年九月八日(日曜日)

二 試験の時間

午前十時から午後三時三十分まで

三 試験場所

日本大学法学部神田三崎町キャンパス(千代田区神田三崎町二丁目三番一号)、武蔵野大学有明キャンパス(江東区有明三丁目三番三号)、首都大学東京南大沢キャンパス(八王子市南大沢一丁目一番)及び早稲田大学早稲田キャンパス(新宿区西早稲田一丁目六番一号)

受験しようとする者が多数あった場合には、他にも試験場所を設ける。

四 試験方法

筆記試験

五 申請書類

(一) 受験願書(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号。以下「細則」という。))別記様式第九号による。

(二) 写真台帳(細則別記様式第十号に縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル、出願前六月以内に撮影した無帽、上半身、正面向きの写真を貼り付けたもの)

六 試験手数料

一万三千六百円

七 申請書類の受付期間

郵送による申請書類のみ受け付ける。

平成三十一年五月二十七日(月曜日)から同年六月七日(金曜日)(当日消印有効)まで

八 郵送場所

郵便番号 一六三一八六九六 日本郵便株式会社 新宿郵便局留 東京都福祉保健局健康安全全部業務課 平成三十一年(二〇一九年)度登録販売者試験担当

九 その他

(一) 問合せ先

東京都福祉保健局健康安全全部業務課登録販売者試験担当

電話〇三(五三二〇)四五二二

(二) 試験案内及び受験願書用紙等は、東京都福祉保健局健康安全全部業務課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所において、平成三十一年五月二十一日(火曜日)から配布する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年四月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十一年四月十九日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

調布駅北口ビル

二 店舗所在地

調布市小島町一丁目三十七番地四

三 設置者名

株式会社バルコほか六名

四 設置者住所

豊島区南池袋一丁目二十八番二号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社魚耕ホールディングスほか百五名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社魚耕ホールディングスほか百六名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社十勝たちばなほか十三名

八 変更前の小売業者の住所

世田谷区南烏山五丁目十四番五号(株式会社十勝たちばな)ほか

九 変更後の小売業者の住所

世田谷区南烏山五丁目十七番八号(株式会社十勝たちばな)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名

阿部 嘉文(オルビス株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名

小林 琢磨(オルビス株式会社)ほか

十二 変更日

平成三十年十一月二十二日ほか

十三 届出日

平成三十一年二月二十日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業

十五 縦覧期間

平成三十一年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

オーケー新用賀店

二 店舗所在地

世田谷区用賀四丁目二十一番一号

三 設置者名

オーケー株式会社

四 設置者住所

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番六号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称

オーケー株式会社

六 変更後の小売業者の氏名又は名称

オーケー株式会社ほか一名

七 変更日

平成二十五年四月一日

八 届出日

平成三十一年三月十一日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

平成三十一年四月十九日から同年八月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



<p>一 店舗名 西友江戸川中央店</p>	<p>二 店舗所在地 江戸川区中央二丁目七番十四号</p>	<p>三 設置者名 三井住友トラスト・パナソニック ファイナンス株式会社</p>	<p>四 設置者住所 港区芝浦一丁目二番三号</p>	<p>五 変更前の設置者の 代表者名 穂積 孝一</p>	<p>六 変更後の設置者の 代表者名 神代 顕彰</p>	<p>七 変更日 平成三十年四月一日</p>	<p>八 届出日 平成三十一年三月十四日</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十 縦覧期間 平成三十一年四月十九日から同年 八月十九日まで。ただし、東京都 の休日に関する条例(平成元年東 京都条例第十号)に定める休日を 除く。</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新 館・東館)</p>	<p>二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか</p>	<p>三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名</p>	<p>四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一 番五号ほか</p>	<p>五 変更前の店舗名 株式会社高島屋日本橋店</p>	<p>六 変更後の店舗名 日本橋高島屋S.C.(本館・新 館・東館)</p>
<p>七 変更を行った設置 者名 株式会社高島屋ほか</p>	<p>八 変更前の設置者住 所 中央区日本橋二丁目五番二号(株 式会社山本山)</p>	<p>九 変更後の設置者住 所 中央区日本橋二丁目五番一号(株 式会社山本山)</p>	<p>十 変更前の設置者の 代表者名 木本 茂(株式会社高島屋)</p>	<p>十一 変更後の設置者 の代表者名 村田 善郎(株式会社高島屋)</p>	<p>十二 変更前の小売業 者の氏名又は名 称 株式会社高島屋ほか一名</p>	<p>十三 変更後の小売業 者の氏名又は名 称 株式会社高島屋ほか七十六名</p>	<p>十四 変更を行った小 売業者の氏名又 は名称 株式会社高島屋ほか一名</p>	<p>十五 変更前の小売業 者の住所 中央区日本橋二丁目五番二号(株 式会社山本山)</p>	<p>十六 変更後の小売業 者の住所 中央区日本橋二丁目五番一号(株 式会社山本山)</p>	<p>十七 変更前の小売業 者の代表者名 木本 茂(株式会社高島屋)</p>	<p>十八 変更後の小売業 者の代表者名 村田 善郎(株式会社高島屋)</p>	<p>十九 変更日 平成三十一年三月一日ほか</p>	<p>二十 届出日 平成三十一年三月二十七日</p>	<p>二十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>二十二 縦覧期間 平成三十一年四月十九日から同年 八月十九日まで。ただし、東京都</p>	
<p>二十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に ついて 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体 にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を 添えて、平成三十一年四月十九日から四月以内に東京都産 業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)に到着するよう提出してください。 平成三十一年四月十九日 東京都知事 小 池 百合子</p>															
<p>一 店舗名 オーケー新用賀店</p>	<p>二 店舗所在地 世田谷区用賀四丁目二十一番一号</p>	<p>三 設置者名 オーケー株式会社</p>	<p>四 設置者住所 神奈川県横浜市西区みなとみらい 六丁目三番六号</p>	<p>五 変更前の荷さばき 施設の位置及び面 店舗内 百二十九平方メートル</p>												

積

六 変更後の荷さばき  
施設の位置及び面積  
店舗内 二百七十九平方メートル

七 変更前の荷さばき  
施設において荷さばきを行うことが  
できる時間帯  
午前六時から午後五時まで

八 変更後の荷さばき  
施設において荷さばきを行うことが  
できる時間帯  
午前六時から午後十一時まで

九 変更日  
平成三十一年三月三十日ほか

十 届出日  
平成三十一年三月十一日

十一 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十二 縦覧期間  
平成三十一年四月十九日から同年  
八月十九日まで。ただし、東京都  
の休日に関する条例(平成元年東  
京都条例第十号)に定める休日を  
除く。

十三 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号  
一箇月 三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

